

国立市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 第7期国立市介護保険事業計画を含む国立市包括ケア計画の策定に伴い、介護保険料を改定し、及び特別給付（在宅要介護者おむつ給付）の規定を新設するとともに、介護保険法の一部改正に伴い過料を科する対象を拡大するため、条例の一部を改正するものである。

国立市介護保険条例の一部を改正する条例案

国立市介護保険条例（平成12年3月国立市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 介護認定審査会（第5条・第6条）」を
「第2章 介護認定審査会（第5条・第6条）
第3章 保険給付（第6条の2）」に、
「第3章」を「第4章」に、「第4章」を「第5章」に、「第5章」を「第6章」に改める。

第21条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

第5章を第6章とする。

第4章を第5章とする。

第7条中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第1号中「27, 100円」を「28, 900円」に改め、同条第2号中「40, 600円」を「43, 300円」に改め、同条第3号中「47, 400円」を「50, 600円」に改め、同条第4号中「56, 200円」を「60, 000円」に改め、同条第5号中「67, 800円」を「72, 300円」に改め、同条第6号中「74, 500円」を「79, 500円」に改め、同条第7号中「84, 700円」を「90, 300円」に改め、同条第8号中「101, 700円」を「108, 400円」に改め、同条第9号中「118, 600円」を「126, 500円」に改め、同条第10号中「135, 600円」を「144, 600円」に改め、同条第11号中「152, 500円」を「162, 600円」に改め、同条第12号を次のように改める。

(12) 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 180,700円

第7条に次の2号を加える。

(13) 合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 191,500円

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 202,400円

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 保険給付

(特別給付)

第6条の2 市は、法第62条に規定する特別給付として、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者であって規則で定めるものに対して、おむつの給付をする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の国立市介護保険条例（以下「新条例」という。）第7条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険

料については、なお従前の例による。

(平成30年度から平成32年度までにおける保険料の特例)

- 3 介護保険法第124条の2第1項に規定する所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る新条例第7条第1項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までにおける保険料は、同号の規定にかかわらず、25,300円とする。